利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			208,985,293
当期総利益		208,985,293	
Ⅱ　利益処分額			
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究環境整備積立金	208,985,293	208,985,293	208,985,293

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	7,433,563		
一般管理費	316,524		
財務費用	2,161		
臨時損失	85	7,752,332	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 1,067,141		
入学料収益	△ 228,533		
検定料収益	△ 47,321		
受託研究収益	△ 321,683		
共同研究収益	△ 415,651		
受託事業等収益	△ 36,402		
寄附金収益	△ 167,006		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 49,423		
資産見返寄附金戻入	△ 126,716		
財務収益	△ 257		
雑益	△ 146,160		
臨時利益	0	△ 2,606,294	
業務費用合計			5,146,038
Ⅱ　損益外減価償却相当額			506,091
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			5,000
Ⅳ　引当外賞与増加見積額			△ 2,271
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			△ 286,871
Ⅵ　機会費用			
国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	4,256		
政府出資の機会費用	10,501	14,756	
Ⅶ　（控除）国庫納付額			—
Ⅷ　国立大学法人等業務実施コスト			5,382,744

注　記　事　項

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「基幹運営費交付金（機能強化経費）」・「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い、業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

また、「国立大学法人豊橋技術科学大学運営費交付金の取扱い等に関する要項」及び「国立大学法人豊橋技術科学大学業務達成基準の取扱い」に基づき、設備及び施設の計画的な整備業務又は本法人運営上特に必要な業務あるいは教育・研究プロジェクト業務で学長が指定を行った業務については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～50年
構築物	２～35年
機械装置	２～９年
工具器具備品	２～20年
車両運搬具	３～６年

なお、受託研究収入、共同研究収入、受託事業等収入により購入した償却資産については、当該研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５～８年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。